

第276回千葉市開発審査会議事要旨

1 日 時：平成31年2月22日（金）午後3時00分～午後4時18分

2 場 所：千葉中央コミュニティセンター8階 若潮

3 出席者

(1) 委員：島崎克美委員、板谷和也委員、松浦健治郎委員、長谷部衡平委員

(2) 行政庁職員：浜田建築部長、青木宅地課長、金子審査第一班主査、南山審査第二班主査

(3) 事務局職員：小川建築管理課長、海保計画調整班主査、染谷計画調整班主任技師、丸山計画調整班技師

4 議 題

(1) 審査案件審議

ア 議案第1号 開発行為の許可について

(立地基準) 都市計画法第34条第14号

千葉市開発審査会付議基準第3「既存集落内における自己用住宅の建築」に該当する開発行為

イ 議案第2号 開発行為の許可について

(立地基準) 都市計画法第34条第14号

千葉市開発審査会付議基準第8-2「インターチェンジの周辺における流通業務施設等の建築、流通業務等の事務所・倉庫」に該当する開発行為

ウ 議案第3号 開発行為の許可について

(立地基準) 都市計画法第34条第14号

千葉市開発審査会付議基準第8-2「インターチェンジの周辺における流通業務施設等の建築、流通業務等の事務所・倉庫」に該当する開発行為

エ 議案第4号 開発行為の許可について

(立地基準) 都市計画法第34条第14号

千葉市開発審査会付議基準第17「社会福祉施設の建築」に該当する開発行為

オ 議案第5号 開発行為の許可について

(立地基準) 都市計画法第34条第14号

千葉市開発審査会付議基準第8-2「インターチェンジの周辺における流通業務施設等の建築、流通業務等の事務所・倉庫」に該当する開発行為

カ 議案第6号 建築行為の許可について

(立地基準) 都市計画法施行令第36条第1項第3号ホ

千葉市開発審査会付議基準第8-2「インターチェンジの周辺における流通業務施設等の建築、流通業務等の事務所・倉庫」に該当する建築行為

キ 議案第7号 建築行為の許可について

(立地基準) 都市計画法施行令第36条第1項第3号ホ

千葉県開発審査会付議基準第6「屋外施設等の付帯施設等の建築」に該当する建築行為

ク 議案第8号 建築行為の許可について

(立地基準) 都市計画法施行令第36条第1項第3号ホ

千葉県開発審査会付議基準第15「線引きの日前に建築物の建築を目的として造成に着手したと認められる土地における専用住宅の建築」に該当する建築行為

(2) 事後報告案件

ア 計画内容の変更について

(3) その他

ア 次回の開発審査会について

5 議事の概要

(1) 審査案件審議

ア 議案第1号 開発行為の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

イ 議案第2号 開発行為の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

ウ 議案第3号 開発行為の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

エ 議案第4号 開発行為の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

オ 議案第5号 開発行為の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

カ 議案第6号 建築行為の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

キ 議案第7号 建築行為の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

ク 議案第8号 建築行為の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

(2) 事後報告案件

ア 事後報告案件について説明した。

(3) その他

ア 次回の開発審査会について

次回の開発審査会の開催日は、平成31年3月22日(金)と決定した。